

# 川と地域が一体となったまちづくり推進における かわまちづくり支援制度の寄与

堀越 義人<sup>1</sup>・福井 恒明<sup>2</sup>

<sup>1</sup>学生会員 法政大学大学院修士課程 デザイン工学研究科 都市環境デザイン工学専攻  
(〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1, E-mail:yoshito.horikoshi.3w@stu.hosei.ac.jp)

<sup>2</sup>正会員 博士(工) 法政大学教授 デザイン工学部 都市環境デザイン工学科  
(〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1, E-mail:fukui@hosei.ac.jp)

河川空間は地域特有の風土や文化を育む人々の生活において不可欠な存在であったが、流域の都市発展や河川事業によって都市と河川の関係性は希薄化した。近年、河川整備や災害復旧、生物多様性の確保などを契機に、都市と河川との関係性を再構築する動きが進んでいる。1980年代以降、多くの河川補助事業が実施され、現在では、「かわまちづくり」支援制度として引き継がれている。今後の「かわまちづくり」ではハードのみではなく、ソフトにも重点を置いた計画が進められていくことが重要である。本研究では、「かわまちづくり」支援制度の採択事例を対象に、計画と各地域で展開される「かわまちづくり」の実態についての関係性を分析した。「かわまちづくり」支援制度に採択された計画のソフト施策においては、特にイベントの開催やレクリエーション等の「ハレ」の活動が多いことが分かった。

**キーワード:** かわまちづくり, 河川空間, 補助事業

## 1. はじめに

### (1) 研究背景・目的

我々、日本人は灌漑用水として河川水を利用することによって水耕稲作を普及させてきた。さらに、近世までに成立した都市の多くは、河川舟運による物資輸送が重要であったことから河川沿いに発展してきた。我々にとって河川との係わりは非常に重要であり、地域特有の風土や文化を育む人々の生活において不可欠な存在であった。

近世は治水も水防も個人や共同体が主体的に活動していたが、近代化による社会基盤整備技術の発展が進むと河川改修工事では機械化が図られ、治水主体が行政に移った。大熊<sup>1)</sup>は「近代的構造物は人を寄せ付けない構造物であり、人と川との関係を一方的に遮断してしまったと云ってよい。つまり、川を治める技術がある種の独占体制下に閉じ込められ、地域の実情に応じた展開ができない状態にある。」と指摘しており、限定的な機能を追求した効率重視の近代技術によって我々が育んできた文化は失われてた。さらに、都市の発展過程で、洪水の流下能力を高めるためにコンクリートの三面張りに改修された河川や、水害対策として大規模な堤防が建設された。さらに、排水による水質悪化等の公害問題が発生し、河

川と都市の関係性が希薄化した。

近年では、社会情勢の変化による余暇需要の増大や親水概念の登場、災害復旧、生物多様性の確保などを契機に、水辺の価値が再認識され、河川と都市あるいは人との関係を再構築していこうという動きが進んだ。具体的には、周辺と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的としたふるさと川モデル整備事業をはじめ多くの河川補助事業が1980年代から進められた。現在では様々な事業の統合を経て「かわまちづくり」支援制度として引き継がれている。「かわまちづくり」は河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成する取り組みである<sup>2)</sup>。

河川は流域に多くの恵みを与える存在である。地域の人々が洪水・濁水の経験を重ねることで、地域特有の風土・文化を形成してきた。そうした歴史を踏まえると「かわまちづくり」として都市と河川の関係について考える際には、河川空間と都市空間を一体のものとしてとらえハードの整備のみならず、ソフトの側面においても地域の各主体が河川とどのような係わりを持つのかについて、歴史や地域のコミュニティなど様々な要素を踏まえて、再解釈する必要がある。

そこで、本研究は、補助事業の採択事例を対象に、計画書のソフト施策から、「かわまちづくり」における計

画段階の特徴を把握する。また、地域における各主体と河川との係わりにおける認識や利用実態を比較することで、川と地域が一体となったまちづくり推進における「かわまちづくり」支援制度がどのように寄与しているのかを明らかにする。

## (2) 既往研究

水辺空間と都市の関係について取り上げた研究は2000年以降多く行われている。横内ら<sup>3)</sup>はウォーターフロントを対象に海-遊歩道-建築物という空間構成要素相互の関係性について検討を行なっている。

河川を対象にした研究においては、都市と河川の境界に着目した研究が行われてきた。毛利ら<sup>4)</sup>は、都市と河川の境界に着目し、活動を行う際に境界と認識される要素や空間構成に着目してモデル化を行なっている。北村ら<sup>5)</sup>は、河川管理用通路に着目し、沿川建物の特性との関係性を明らかにすることで河川管理用通路の開放やアクセス性の向上への課題や可能性について論じている。これらの既往研究では、水辺の空間構造について焦点を当てており、都市と水辺に係わる人々や、そこで起こる活動といったソフトの側面については論じられていない。

河川空間の活用を積極的に促し、河川とソフトの関係性を実現するための制度として、2011（平成23）年の河川敷地占用許可準則は特例措置により、河川空間の利用がオープン化され、民間事業者による河川の占用が積極的に行われるようになった。この規制緩和に関する研究としては菅原ら<sup>7)8)10)</sup>による一連の研究や圓道寺ら<sup>11)</sup>の研究が行われており、官民の連携を図るための中間組織の重要性を指摘している。これらの研究において取り扱われているソフトと河川の係わりは、河川敷地占用許可準則による局所的で限定的な河川空間の利用であり、都市と河川全体の関係性の中での関係性については論じられていない。

## (3) 研究の手法

「かわまちづくり」支援制度の計画書から各事業計画のソフト施策を抽出し、その記述内容を分類し、分析を行う。

## 2. 河川環境整備に関する補助事業の概要

### (1) 河川環境整備のはじまり

高度経済成長に伴う産業・人口の著しい都市集中が工場排水や生活排水を増加させ、都市河川の水質悪化を招いた。さらに、高水敷や河岸はゴミ置き場と化し、市民の憩いの場としては遠い存在となってしまった<sup>12)</sup>。これらを受け、河川行政において環境改善への取り組みが始

まった。東京では、1958（昭和33）年の隅田川の汚泥浚渫工事、1964年（昭和39）年の隅田川浄化用水の導水事業が挙げられる<sup>13)</sup>。一方、都市計画行政では、オープンスペースの不足等を背景に、都市周辺の河川敷を国民広場として開放する動きが起きた。これらの水質浄化の取り組みと河川敷開放の動きは、結果として1974（昭和49）年に都市河川環境整備事業として統合された。そして、都市河川環境整備事業は全ての河川を対象とし、1974（昭和49）年に河川環境整備事業へと発展した。

その後、河川を取り巻く都市環境の著しい変化により、河川に対して国民が多種多様な要望を持つことになった。この状況に対処するために、1981（昭和56）年3月に建設大臣は河川審議会に河川管理はいかにあるべきかを諮問した<sup>14)</sup>。それに対して同年12月河川審議会から「河川環境管理のあり方について」答申がなされた。その中で河川環境は治水と利水に並ぶ河川行政の重要な柱であると示された<sup>15)</sup>。この答申を受けて、河川環境の保全と創造に係わる施策を総合的かつ計画的に実施するため河川環境管理基本計画が策定<sup>16)</sup>されるとともに、1987（昭和62）年の第七次総合治水五箇年計画の中で「安全で活力ある国土基盤の形成」「社会・経済の発展に向けての水資源開発」と並び、「うるおいとふれあいのある水辺環境の形成」が謳われた<sup>17)</sup>。その結果、社会の要請に応えるかたちで「ふるさとの川モデル事業」、「都市清流復活総合モデル事業」を皮切りに「地域交流拠点水辺プラザ整備事業」「レイクタウン整備事業」「まほろばの川づくりモデル事業」「水と緑のネットワーク整備事業」などの様々なモデル事業が創設された。現在では「『かわまちづくり』支援制度」に統合された。

### (2) 河川環境整備に関する補助事業の変化

1987（昭和62）年の第七次総合治水五箇年計画の「うるおいとふれあいのある水辺環境の形成」において示された主な内容は、「河川空間の整備」と「水量の確保及び水質の改善」が挙げられる<sup>18)</sup>。特に、河川においては、豊かでうるおいのある水環境の形成のために「都市清流復活総合モデル事業」、ふれあいとやすらぎのある水辺環境の形成のために「ふるさとの川モデル事業」が創設された。また、同年には、地域住民の意向の的確な反映等を図ることが必要であるとの考えから、市町村に一定の河川工事又は河川の維持を行う権限を与えることとし、河川法の一部改正が行われた<sup>19)</sup>。次年度の1988（昭和63）年には、「桜づつみモデル事業」と「レイクタウン整備事業」が創設された。加えて、1989（平成元）年からは、「せせらぎふれあいモデル事業」が実施された。当時は、住民参加が期待されており、それを後押しするよう「ラブリバー制度」や「清流ふれあい交流活動」等の多様なソフト施策が進められた。「清流ふれあい交流活動」

とは、河川の清流とのふれあいを取り戻すとともに、河川を学習やレジャーの場として整備し、河川を舞台とした交流活動である<sup>19</sup>。「せせらぎふれあいモデル事業」は、特に「清流ふれあい交流活動」を支援し、河川の自然環境を体験する場を創出することを目的として実施された<sup>20</sup>。さらに、1993（平成5）年には世代、障害の有無等を超えて、全ての人に優しい河川環境の整備を行うことを目的とする「まほろばの川づくりモデル事業」が創設された。

1994（平成6）年には従来の「ふるさとの川モデル事業」「都市清流復活総合モデル事業」「せせらぎふれあいモデル事業」等を統合して「ふるさとの川整備事業」が創設された。その対象には、一級河川直轄管理区間を整備対象に加えられた。「ふるさとの川モデル事業」では“市町村のシンボリック河川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る<sup>21</sup>”としていたが、「ふるさとの川整備事業」では“河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る<sup>21</sup>”となり、単に周辺地域と一体として整備するのではなく、自然環境や周辺環境との調和というキーワードも追加された。さらに、1996（平成8）年には、快適で魅力あるふるさとづくりを推進するための地域拠点を整備する「地域交流拠点『水辺プラザ』整備事業」、既存の河川・都市下水路等のネットワーク化を図ることにより、流水を相互に融通し市民生活に身近な水域である都市河川・水路の水質浄化、流況改善を図ることを目的とした「水と緑のネットワーク整備事業」が創設された。

その後、モデル事業の制度化から一定期間が経過したことを契機に制度の点検が行われ、これらの事業を統合し、2009（平成21）年に「『かわまちづくり』支援制度」を創設された。

### (3) 「かわまちづくり」支援制度の概要

「かわまちづくり」とは、“地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組みを連携することにより「河川

空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組<sup>22</sup>”である。従来の整備事業は、拠点や個別区間での利活用増進を目標としたハード整備が中心だったが、「かわまちづくり」支援制度では、「まち全体」を視野に入れ、従来のハード整備による支援からソフト・ハード両面から地域活性化に資する河川空間利用を図ることを目指している<sup>22</sup>（表-1）。

表1 かわまちづくりに支援制度における言葉の定義<sup>2)</sup>

言葉	定義
かわまちづくり	河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取り組み
ソフト施策	「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討することや、河川敷地占用許可準則第22による都市・地域再生利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を生かして、河川管理者が支援する施策
ハード施策	「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合する河川空間を創出するために、治水上及び河川利用上の安全・安心に河川管理施設を整備する施策

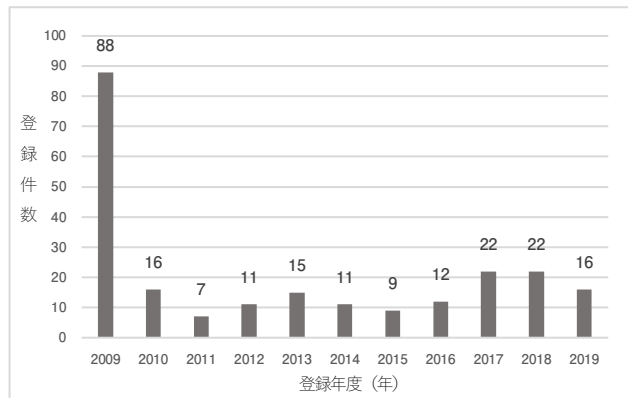


図1 かわまちづくり支援制度登録数

河川空間と「人・まち」とのつながり、歴史的価値の高い建築物や豊富な知識や経験、地域への愛着などを持つ人材等の貴重な地域資源の活用や連携といった視点が重視され、事業効果の面的な広がりや他の関連事業への波及効果が重視されている<sup>22</sup>。

令和元年度末時点で、229件の計画が登録されている（図-1）。

## 3. 調査概要と結果

### (1) 調査対象

「かわまちづくり」支援制度では、その登録を受けようとする推進主体が、河川管理者と共同で作成する「かわまちづくり計画書」がある。計画書の内容は、主に以下の項目からなる。

- 水辺とまちづくりの関する基本方針
- 支援事業の内容（ソフト施策，ハード施策）
- その他特筆すべき事項

本研究では、推進主体が「かわまちづくり」において計画段階で想定している各地域における河川空間の使われ方や人々と河川との関わりを読み取るために「かわまちづくり計画書」を分析対象とする。特に、河川については歴史的な観点から見ても流域の多様な主体が係わりを持つことでその地域を形成してきたことから、現代に

表 3 対象計画数と内容分類結果

登録年度	抽出項目 河川占用の 規制緩和	教育	環境活動	協議会等の 設置・開催	アクティビティ レクリエーション	イベント等の開催	歴史の伝承	維持管理活動 河川愛護・美化	団体・民間事業者 との連携	防災活動	ブランディング 広報	その他	登録数
2009	39	31	19	10	42	72	4	22	7	5	13	13	88
2010	11	11	6	7	10	15	2	5	1	0	7	5	16
2011	4	5	2	1	3	7	1	3	0	1	1	3	7
2012	6	2	2	5	4	8	0	4	1	0	2	2	11
2013	6	9	4	2	11	12	1	6	2	2	5	3	15
2014	5	5	3	2	5	10	2	3	6	1	2	1	11
2015	4	6	4	2	8	7	0	2	3	1	3	2	9
2016	6	7	8	3	12	12	1	6	2	4	4	1	12
2017	8	13	10	8	19	22	0	7	3	2	7	2	22
2018	9	8	2	2	15	19	2	6	8	1	8	3	22
2019	4	9	4	1	11	14	1	3	2	3	7	2	16
計	102	106	64	43	140	198	14	67	35	20	59	37	229

表 2 調査項目と具体例

項目	具体例
河川占用	水辺のオープンカフェ、川床、イベント時の利用、サイクリングロード・散策路の活用、駐車場等
教育	水生生物などの観察会、魚の放流、環境学習用教材の配布、環境学習（水質保全等）、伝統漁法、川・治水の歴史、カヌー等の体験教室、エコロジースクール、防災教育、安全講習等
環境活動	水質検査・改善、生物環境調査・保全、樹木の延命化、稚魚の放流、雑穀類栽培、植栽、魚道の改善・維持、川シンポジウム、自然体験活動
協議会等の設置・開催	かわまちづくり検討会等の設置・開催
アクティビティレクリエーション	魚釣り、遊覧船、カヌー、SUP、Eボート、レガッタ、ウォーキング、マラソン、サイクリング、ゴルフ、キャンプ、BBQ、野球、サッカー等
イベント等の開催	お祭り、花火大会、各種スポーツ大会（マラソン、レガッタ、カヌー、野球、サッカー、運動会等）、フリーマーケット・マルシェ、芋煮会、ツアー、コンサート、消防出初式、コンサート、クリーンイベント
歴史の伝承	伝統儀礼（収穫祭等）、舟運文化の復活、神楽等
維持管理活動 河川愛護・美化活動	清掃・美化活動、除草、植栽、桜つつみ整備、花壇の維持管理、「かわまち施設」の維持管理等
団体・民間事業者との連携	イベントの開催、飲食・物販等の出店・運営等
防災活動	水防・防災訓練
ブランディング・広報	パンフレット・ホームページ・広報紙・SNS等による情報発信・PR、リバーツーリズム、グリーンツーリズム、インバウンド対策、特産品の宣伝販売、観光案内機能の充実
その他	まちづくりのコンセプト等

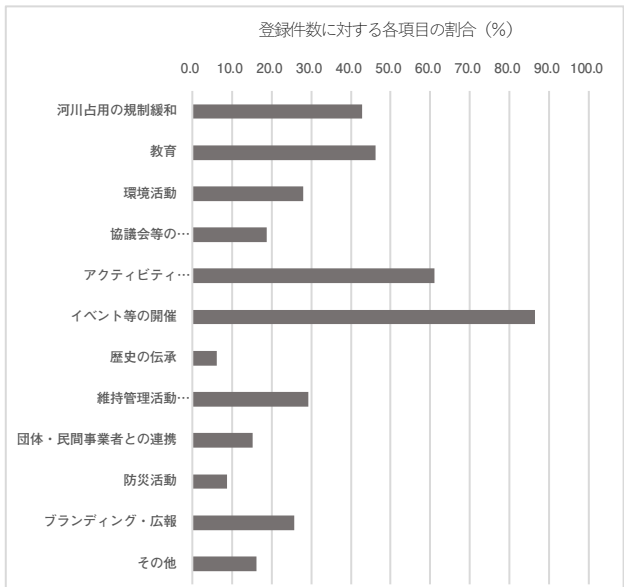


図 2 全体の登録件数に占める各分類の割合

(表-3) である。

においても各主体の河川との係わり方が、その地域において重要な意味をもつと考えられるため「かわまちづくり計画」において、支援事業の内容のソフト施策の項目を対象とし、その内容について分析を行う。

(2) 計画内容の抽出

2009（平成21）年度～2019（令和元）年度の11年間に登録された全 229 件の「かわまちづくり」支援制度登録河川において、その「かわまちづくり計画書」のソフト施策の内容について抽出・分類を行った。抽出した内容によって、その他の項目を含む 12 項目によって分類を行った（表-2）。

全 229 件の計画書におけるソフト施策に対して、登録年度ごとに各分類項目に該当する記述数を示したものが

4. 分析・考察

(1) 主要な分類とその内容

調査結果より、「かわまちづくり」支援制度におけるソフト施策について、その多くがイベントやアクティビティやレクリエーションといったものが中心であった（図-2）。一方で、防災活動や歴史の伝承に関する施策に関する記述はほとんど見られなかった。教育は河川やその自然に関連した学習を行うような環境学習が中心であり、ブランディング・広報に関しては、パンフレットやホームページ、SNS等による情報発信が中心であった。河川敷地の規制緩和についての多くは民間事業者等と連携した水辺のカフェやレストラン等の出店に関する記述

表4 河川占用に関する計画内容の分類結果

登録年度	河川占用の 規制緩和	包括占用	オープン カフェ	イベント	ファニチャー 等	施設	その他
2009	39	1	9	24	4	1	5
2010	11	1	4	5	1	2	0
2011	4	0	2	3	0	2	2
2012	6	0	3	1	0	0	1
2013	6	1	1	1	1	1	2
2014	5	1	4	0	0	0	0
2015	4	0	4	1	0	0	0
2016	6	1	3	1	0	0	1
2017	8	0	5	4	0	1	0
2018	9	0	3	5	0	0	1
2019	4	0	3	0	0	0	0
計	102	5	41	45	6	7	12

表5 河川占用の分類項目と具体例

項目	具体例
包括占用	多目的公園、船着場、駐車場等の河川利用施設の集約 オープンミュージアム
水辺での出店	オープンカフェ、水辺レストラン、川床、かわてらす、物販所
イベント	イベントの機材、資材、施設等の占用許可
ファニチャー	ベンチ等の休憩施設、並木、サイン・案内板等
施設	都市公園、ポケットパーク、遊歩道、花・はな広場（公園の一部）
その他	最上川舟運時代の伝承、サイクリング関連、市場の再構築

が多かった。

ソフト施策の多くがイベントの開催等であることから近年の河川空間が「ハレ」の日を演出する空間として捉えられていると考えられる。特に、都市部では河川との日常的な関係が希薄化していたことから、「ハレ」の日を演出するようなイベントを河川空間で行うことで、河川の後背地に広がる都市で暮らす人々が、河川との関係を生み出す機会を創出することを試みようとしていると考えられる。また、歴史的な祭りや水芸あるいは灯籠流し等をイベントとして積極的に推進する計画も多かった。これらの活動は、本来は祭礼的な側面が強かったものが、現在では賑わい創出のためのものに変化していると考えられる。

一方で、防災活動に関連する内容はほとんど見られなかった。「かわまちづくり」支援制度の要綱にも防災や水防のような記述は見られず、制度の目的が“賑わいの創出”や“魅力あるまちづくりへの寄与”といったことに主眼が置かれているためであると考えられる。

アクティビティ・レクリエーションやイベント開催で行われる活動内容に注目すると、魚釣り、カヌー、レガッタ、Eボート等の水との関わりとの強いアクティビティが多い一方で、水に直接関わりは持たない活動やイベントも多く見られる。特に都市部では、水との接点を持つ環境としてのみでなく、オープンスペースとして捉えられており、その河川空間を活用する活動が多くなっている。

## (2) 時系列の変化

2009（平成21）年度に登録された計画のうち、5件の計画については、ソフト施策の記述がないものがあった。これは創設当初は、ソフトへの認識が現在ほど浸透していなかったことが考えられる。イベントに関連する活動は、ほぼ全ての年でソフト施策の中心として実施されている。アクティビティやレクリエーションは創設当初は半数ほどだったものの約7割ほどまで増加している。

## (3) ソフト施策における河川占用の規制緩和の活用

（表-3）に示した分類のうち、河川占用についてその内容と変遷を整理した（表-4,5）。河川占用に関するソフト施策の多くは、水辺のオープンカフェの営業等が中心であった。これは、2011（平成23）年に国土交通省が河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合に民間事業者が占用主体となり営業活動を行うことを可能とする特例を設けた<sup>23)</sup>ためであると考えられる。また、全体の傾向で大きな割合を占めるイベントにおいては、その開催において機材や資材あるいは簡易的な施設を設置するにあたり河川占用の規制緩和が行われている。また、ファニチャーの設置により、河川空間の利便性向上が図られている。

占用に関しては河川のオープン化の他に、包括占用を進める計画があった。包括占用は治水、環境の保全上等の河川管理の支障が生じる恐れが少ない河川敷について占用の許可後に具体的利用方法を特定できる制度である<sup>23)</sup>。保津川のかわまちづくりでは、包括占用制度を活用することで、亀岡市が中心となり、自然環境や歴史文化を活かした河川空間の有効利用のためハードとの連携が進められている。具体的には、上内膳・下内膳等の歴史的な水理構造物の復元等が行われている。

## (4) 「かわまちづくり」におけるソフト

「かわまちづくり」支援制度上のソフト施策は推進主体である市町村が国に対して計画書を申請する形で登録されるが、その計画においてソフト施策は組織的なイベントやレクリエーション等の活動が多く、河川空間を「場」として活用する内容が中心である。

## (5) 問題意識

河川と都市の関係を踏まえると、「かわまちづくり」におけるソフト施策は組織的なものから個人的なものまで、日常非日常、平常時災害時と、多様な主体や場面がある。本研究の整理からはソフト施策としてハレの活動が多く、日常的な活動や個人的な活動に対する認識が希薄であるように見える。ただし、それらは補助事業の提案になりにくいことから計画書に記載されていない可能

性がある。補助事業が実質的にどこまで本来的な意味での「かわまちづくり」を支え、その推進に寄与しているかは、さらに情報収集して確認する必要がある。

## 5. おわりに

### (1) 結論

2009（平成21）年度～2019（令和元）年度に登録された「かわまちづくり計画書」全229件のソフト施策について記述の分析を行った。「かわまちづくり」支援制度に採択された計画のソフト施策については、イベントの開催やアクティビティ・レクリエーションによるものが中心であり、賑わいの創出のために「ハレ」を演出する「場」として捉えられている。

### (2) 今後の課題

本稿では、「かわまちづくり」支援制度のソフト施策に焦点を当て計画の観点から分析を行なったが、河川利活用・実態および各主体の意識調査、計画策定の経緯などに関する詳細な調査を行う必要がある。

## 参考文献

- 1) 大熊孝：技術にも自治がある 治水技術の伝統と近代，農山漁村文化協会，pp.7-8，2004
- 2) 国土交通省河川局：「かわまちづくり」支援制度実施要綱，p.1，2016
- 3) 上野幸太，横内憲久，桜井慎一，岡田智秀，ウォーターフロントにおけるプロムナード空間の役割と断面構成のあり方に関する研究，土木学会論文集，No.702，pp.81-87，2002
- 4) 大越正之，横内憲久，岡田智秀：ウォーターフロントにおける土地区画整理事業の整備要件に関する研究 臨海地区における港湾再編事業を対象として，日本建築学会計画系論文集，第 613 号，pp.283-290，2007
- 5) 毛利 洋子，星野 裕司：人間活動の視点からみた市街地と都市河川の境界に関する研究—横断図を用いた構成分析手法の提案—，都市計画論文集，41-3，pp.517-522，2006
- 6) 北山佳恋，後藤春彦，高嶺翔太，馬場健誠，林書爛：河川管理用通路と沿川建築物の特性に関する研究—江東内部河川における西側河川を対象として—，都市計画論文集，Vol.53，No.3，pp.495-502，2018
- 7) 菅原遼，坪井塑太郎，畔柳昭雄：運河ルネサンス事業における運河の利用実態と課題，環境情報科学 学術研究論文集，28 卷，pp.413-418，2014
- 8) 菅原遼：大岡川下流域の河川利用に見られる地域連携の特徴，環境情報科学 学術研究論文集，29 卷，pp.219-224，2015
- 9) 菅原遼，畔柳昭雄：水辺の社会実験から見た河川区域の空間利用と地域連携に関する研究，日本建築学会計画系論文集，第 81 卷，第 722 号，pp.971-981，2016
- 10) 菅原遼，畔柳昭雄：日本橋川の水辺利用の取り組みに係わる組織団体の変遷とその役割に関する調査研究，環境情報科学 学術研究論文集，33 卷，pp.289-294，2019
- 11) 圓道寺ゆみ，宮脇勝：規制緩和に伴う河川沿いの占用と利用に関する研究—水都大阪官民一体事業の特徴と利用状況に着目して—，都市計画論文集，Vol.49，No.1，pp.33-40，2014
- 12) 高橋秀信：都市河川環境整備事業について，河川，Vol.268，pp.34-37，1968
- 13) 建設省河川局治水課：河川等環境整備事業の概要，河川，Vol.369，pp.41-45，1977
- 14) 河川審議会：諮問，建設省河計発第 21 号，昭和 56 年 3 月 9 日
- 15) 近藤徹：河川環境管理のあり方—河川審議会の答申—，河川，Vol.427，pp.11-18，1982
- 16) 糖沢宏二，山口和一郎：河川環境管理基本計画について，河川，Vol.472，pp.33-36，1985
- 17) 建設省河川局河川計画課：うるおいとふれあいのある水辺環境を形成する治水事業の推進，河川，Vol.495，pp.47-48，1987
- 18) 建設省：建設白書（昭和 63 年版），p.284，大蔵省印刷局，1988
- 19) 建設省：建設白書（平成元年版），p.313，大蔵省印刷局 1989
- 20) 前掲 19)，p.325
- 21) 建設省河川局：ふるさとの川整備事業の実施について，国土交通省所管法令 告示・通達一覧，1995
- 22) 国土交通省河川局河川環境課：「かわまちづくり」支援制度の創設～にぎわいのある河畔空間の創出～，河川，Vol.761，pp.12-15，2009
- 23) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課：かわまちづくり計画策定の手引き 第 1 版，pp.79-82，2020